

特集

〈帝国の教育圏〉の「生成」

— 満洲国・中国における在外指定学校の増殖 —

福 嶋 寛 之

はじめに

筆者は先に旧制福岡高等商業学校（一九三四年開校）を事例に、戦前期日本における植民地からの進学／植民地への就職の状況について検討したことがある。¹ その場合、単純に日本列島の外から入学した学生の主な出身校を拾っていけば、以下のようなものとなる（傍線は引用者）。

京城中、平壤中、釜山中、龍山中、新義州高等普通学校、咸興高等普通学校、釜山商、元山商、台北一中、基隆中、大連一中、旅順中、奉天一中、安東中、撫順中、鞍山中、青島中、天津商、上海商²。

右はおそらく他の学校でも確認できる一般的なものと見られる。先頭から植民地の朝鮮・台湾での学校が並び（朝鮮人の多くが在籍した高等普通学校も含まれている）、続いて租借地関東州での学校が並んだ後、傍線が付された満鉄附属地および中国租界などでの学校が続いている。留意すべきは、これら全ては日本臣民を対象とした学校であ

り、外国政府によって創られた外国人向けの学校ではない点である。当然、彼等は留学生ではなく日本臣民として日本「内地」の高等教育機関に進学してくる学生たちだった（当時、旧制福岡高商に留学生規定はなかった）。もちろんここには植民地人も含まれている。

さて、このうち植民地（「外地」）での公立学校でもない、傍線を付した外国に設置された学校は「在外指定学校」と呼ばれる範疇にはいるもので、多くは外務省の管轄下にあった。昨今、戦前期日本の高等教育機関に日本列島外からの入学者について関心が集まっているが、日本臣民の入学者に限定しても実に多様な地域から多様なルートで入ってきたことが分かる。本稿は、日本列島の外からの進学といった場合、そもそもその外とはどのような世界であったのかという関心から、植民地Ⅱ「外地」のさらに外側に位置した外国での日本人学校Ⅱ在外指定学校に着目するものである。以下、その意図するところを述べるにあたって制度の概要から確認したい。

在外指定学校とは、一九〇五年三月の法律六四号にて「在外国本邦人ノ為ニ設置シタル学校ニシテ外務大臣及文部大臣ノ指定シタルモ

ノ³と規定された学校を指し、指定をうけた学校の教職員に日本国内と同様の待遇を与えることで良質の教員確保を意図して始められたものである。この点は先の法律六四号が「在外指定学校職員退隠料及遺族扶助料法」という名称をもち、一九二三年には恩給法に吸収されていく経緯からもうかがえる。ただ就学者からすれば現実として日本国内と往來することから相互の学校接続（転入学や受験資格）が問題となる。当初、それは個別の学校ごとに文部省が審査を行っていたが、やがて事務上の煩雑を理由として、在外指定学校一律に接続が認められるようになった。つまり在外指定学校は、制度的には日本内地、そして既にそれとの接続関係を有していた植民地⁴外地の教育機関とも相互に接続可能となった。したがって特別な手続きなしに内地高等教育への進学が可能となるわけである。

この後見ていくように、在外指定学校は当初ほとんど増えなかった。そうしたなか一九三〇年代以降の「満洲国」・中国にて爆発的に「増殖」する。この推移からすれば、さしあたり在外指定学校の増殖は日本帝国の膨張と軌を一にしていると予測できる。実際、在外指定学校制は日本帝国崩壊後の一九四六年に消滅する。先に述べたように、在外指定学校は日本内地のみならず他の外地の学校とも接続関係を有した。よってここで出現する学校間のネットワーク総体を〈帝国の教育圏〉と表現しても差し支えない。日本国内の高等教育機関からすれば、同時期、その外側で増殖した在外指定学校によって膨張し続けた〈帝国の教育圏〉のなかにあったわけである。本稿はそうした圏域拡大の直接の要因となる在外指定学校が、どのようなメカニズムで増殖し、

それは進学をめぐる日本列島の内と外にどのような影響を与えていったのかを基本的な問題関心とする。以下、在外指定学校の全体的な状況を確認することで、本稿での具体的な課題を提示していきたい。

在外指定学校の制度の輪郭や指定の状況についてはかなり明らかにされている⁴。ただそこから読み取れる傾向の意味づけについての検討は十分ではない。次頁の【表1】は渡部宗助氏によって作成された、在外指定学校の指定地域・学校種別・時期を示したデータである⁵。この表から一目瞭然なのは、圧倒的多数が初等教育機関（小学校）であることもさることながら、時期的・地域的な偏りである。すなわち、一九三〇年代にはいつてからの最後の一五年間に満洲国と中国にて爆発的に増殖した。本稿ではこの時期、この地域でなぜ、どのように増殖をとげていくのかをまずは検討課題とする。その際、数としては小学校が大半を占めるものの、それまでほとんど設置されなかった中学校が設置されたことに着目する。中学校まで出来たことで、初等―中等教育という本来の連結関係が現地で形成され、濃密な教育圏が形成されたとみるからである。そしてそれは満洲国の開拓地といえども無縁ではなかったことも見る。一方、在外指定学校の就学対象は日本臣民であったから当然、植民地人も含まれる。よって植民地人の参画状況についても検討を及ぼす必要がある。

先に述べたように、在外指定学校は一九三〇年代以降の満洲国・中国で爆発的に増殖した。しかし逆から見ると、この最後の場面を除けばほとんど存在感がなかったということでもある。なぜそれまで少ないのか。そのような目で再び【表1】を見ると、大量の日本人移民が

【表1】在外指定学校の国別・学校種別・年度別指定校数

国別\学校種別	初等 学校数	中等諸学校数					計	年度別指定 (新規) 校数								
		中 学校	高 等 女 学 校	実 業 学 校	青 年 学 校	(小 計)		1906 ~10	1911 ~15	1916 ~20	1921 ~25	1926 ~30	1931 ~35	1936 ~40	1941 ~45	
南朝鮮	21	1	3	1		(5)	26	21	5	—	—	—	—	—	—	—
北朝鮮	8						8	7	1	—	—	—	—	—	—	—
中国 (東北部を除く)	141	10	20	16	28	(74)	215	2	2	9	16	7	10	67	102	
中国東北部 (旧満洲国)	386	13	21	10	31	(75)	461	13	9	6	16	9	53	231	124	
中国東北部 (旧関東州)				2		(2)	2		1			1				
ソ連	1						1		1							
イギリス	1						1			1						
フィリピン	16						16			1	1	2		12		
シンガポール	1						1			1						
インドネシア	7						7			1		4		2		
インド	2						2					1	1			
タイ	1						1					1	1			
マレーシア	4						4					1			3	
ペルー	2						2						1		1	
ビルマ	1						1								1	
ベトナム	3						3									3
計	595	24	44	29	59	(156)	751	43	19	18	34	26	65	317	229	

(注) 渡部宗助編『在外指定学校一覧 (1906~1945)』(国立教育研究所、1982年) 48頁。なおチリにカウントされたものについてはペルーに修正している。

第一章 在外指定学校制の特徴

渡っていったはずの南米・北米についてはペルーを除いて皆無だったことが分かる。つまりこの地域では、日本人による学校が出来たとしても在外指定学校ではなく、日本の国内教育機関とは制度的に切れていた。本稿での分析の基底として、広く在外日本人教育に対する日本国家としてのスタンスについて留意する。これは本稿で直接には扱わない南米・北米の移民地のみならず、本稿での分析舞台となる満洲国・中国での在外指定学校の(自己)「増殖」という場面でも通底していると思われるからである。本論で最初に確認していくように、在外指定学校制の最大の特徴は日本国家としての関与が限定的な点、つまりは現地日本人に自助を求める点にあった。在外日本人の教育に対する日本国家として関与は限定的でありながら、現地日本人による学校は爆発的に増殖をとげていく。本稿が〈帝国の教育圏〉の意識的な構築というより「生成」と表現したのは、こうした理由に基づいている。本稿の最後に、広く在外日本人教育に対する日本国家としてのスタンスについて若干の考察を行いたい。

本章では在外指定学校の増殖メカニズムを分析する前提作業として、制度的な特徴の確認を目的とする。⁶⁾

第一に、あくまで現地日本人団体を主体とする制度であった。ここで言う団体とは、中国では居留民団や居留民会、東南アジアでは日本人会が一般的で、満鉄附属地では南満州鉄道株式会社が該当する。⁷⁾ さ

て、そもそも在外指定を受ける以前に学校が設置されなければならぬが、設置の申請は現地日本人団体のほうから領事に対して行われる。それを領事が認可し監督することになる。よって学校は民団立などの形をとった。ここでは領事ましてや本国政府が学校を設置するわけではない点に注意しておこう。その後、学校経営が軌道に乗ると、本国政府あてに在外指定の申請が行われる。本国政府と接点をもつのはこの段階からである。よって未指定であれば本国政府と接点がないままとなるが、それ以前にそもそも現地の領事すら関知しない私塾のようなものもある。そして、在外指定の申請を行うのもやはり現地日本人団体であった。自ら必要書類を作成し、領事を通じて本国外務・文部大臣あてに提出される。⁸⁾

第二に、基本的に現地日本人団体の自助とされた。学校経営にあつての予算収入をみると、現地日本人団体が居留民から徴収する会費や課金、受益者負担としての授業料、そして時折、現地日本企業からの寄付金があつて、これに僅かばかりの政府補助が加わる。例えば北京居留民団立北京日本中学校（一九三九年開校）の予算収入の内訳を概数でみると、授業料〇・七万円、民団繰入金一・三万円、満鉄から二・一万円、国庫補助〇・八万円となつている。⁹⁾国庫の比率は二割に過ぎず、半分近くが満鉄からの寄付となつている。満鉄が関わるのは、北京日本中学校の保護者の多くが満鉄北支事務局（後、華北交通）の社員だったことによる。その支出の多くを占めたのが教員の給与であつた。教員の任命権は形式上、領事にあつたが雇用主はあくまで現地日本人団体である。招聘にあつて領事を経て本国政府から紹介を受けること

があつたが、縁故採用も多く、夫婦で教員という例もある。このように現地日本人団体による自助を基本とすれば、運営は母体となる団体の規模に大きく規定される。よって上海で見られるような児童数千人近いマンモス校、領事・企業駐在員の子弟が通う富裕校がある一方で、英領マレーで見られるような児童数約一〇名といった学校まで存在する。¹⁰⁾当然、廃校もありうる。同じ在外指定学校というカテゴリーでも内実は相当幅が広いのであつて、内地高等教育機関に進学するような名門中学校だけに代表させると捉え損ねてしまう。

第三に、在外指定学校制は第一義的には恩給支給といった教員待遇の改善（と優良教員の確保）を目的としたものであり、日本国内学校との接続、すなわち国内学校と「同一ノ取扱ヲ受ク」との規定は後から追加されたものだった。当初、それらの特典付与は学校ごとに文部省による審査が行われたが、後に在外指定学校一律に与えられることになった。¹¹⁾留意すべきは、その際の理由が国内同等の教育水準の担保というものではなく事務的煩雑さの解消とされている点である。すなわち、「各別ニ之カ手續ヲ執ルノ繁ヲ避ケ此際之ヲ一括シテ……同一ノ取扱ヲ受ケ得ラルル様」と。つまり在外指定学校制は、日本の国内学校を国外で拡大させたり、国外で育つた人材を国内に還流させる目的で始められたものではない。それは進学を前提としない勤労青年向けの青年学校が在外指定を受けている点からも分かる。当時の教育学の辞典でも、在外指定学校は教員待遇の制度として説明されている。¹²⁾

第四に、原則として国内教育のコピーという形をとった。もちろん現地事情を加味した副読本（『満洲補充読本』など）や現地語教授（英

語、中国語など)、そのほか現地の慣習(フィリピン国旗の掲揚など)が追加されることはあった。ただ学則上、依拠される法令は基本的に日本国内の教育令であった。¹⁴⁾ よって小学校であれば文部省編纂の国定教科書が使用され、在外指定を受ければ教育勅語の下付や御真影の下賜もあった。一方、多くの学校では小学校高学年になると児童数は入学時の半分程度に減っている。これは親の都合や内地学校の受験のために帰国したものと見られる。したがって移動を前提とする意味でも日本国内の教育に揃えておく必要があった。

第五に、在外指定学校の大半は小学校であった。義務教育は属地主義で適用されていたから日本人(内地人)対象の小学校といえども義務教育ではない。よって中等教育まで整備するのは財政上大きな負担で、大規模居留民団を擁する都市部を除けばほとんど見られない。仮に中等教育機関まで置かれる場合、最初に置かれるのは高等女学校で(親元から通わせたいため)、その次に実業学校で、中学校まで設置されるのは極めて稀だった。むしろ中学校の場合はその先の高等教育への進学を考えれば初めから内地に進学したほうが有利と判断されたと思われる。実際、中国や満洲から日本内地への受験は物理的に可能であった。しかしだからこそ、この後見る一九三〇年代の満洲国・中国で中学校までもが急増していく現象は、新たな局面の到来と言わなければならない。分析を要する。

さて、以上のような在外指定学校制の特徴を見ていくと、当初、指定の数が意外に少なかった事情が理解できる。それは現地領事・本国政府を起点とした学校の設置・指定ではなく、あくまで現地日本人の

要請を後追いしたものだからである。外務省は、在外指定学校に関する規定について「学校ノ指定ヲ受クルニ必要ナル條件ヲ定ムルニ過キスシテ国内教育行政権ヲ国外ニ拡充セントスルモノニ非ス」と述べている。¹⁵⁾ 内部文書であるだけに、帝国日本の拡張欲求を覆い隠すものと無理に理解する必要はない。事実、この後には「若シ南洋方面ニ於テ排日論者カ我在外指定学校ヲ捉ヘ……教育主権ノ侵害ナリ等ノ排日論ヲ提唱スル」場合あれば厄介、この際、「指定ハ之ヲ取止メ」るべきと続く。排日が予想されれば指定をすぐに控えるというスタンスだった。

以上、日本政府としてはいかに在外指定学校への関与が限定的であったか、ましてそれを積極的に拡張させようとする意思に乏しかったことを確認してきた。しかしそれだけに、一九三〇年代における満洲国・中国での急増殖といった現象がかえって際立つ。次章ではこの点の検討に移りたい。

第二章 在外指定学校増殖のメカニズム

— 人口流入と学校建設ラッシュ —

先に述べたように、学校建設の段階では現地領事のみが関わり、その後の在外指定申請のときから本国政府との接点をもつ。よっていつ現地へ学校が創設されたのかを把握するのは意外に難しい。ただ、以下に見ていく満洲国・中国ではいずれも学校創設後すぐに在外指定の申請がなされ、また指定を受けているから、学校新設と在外指定のタ

イミングを近似値として捉えることはできる。

さて冒頭の【表1】で改めて在外指定¹⁷学校新設が急増するタイミングを確認すると、満洲国・中国とも事変・事件勃発後、しばらくしてという点を確認できる。このタイム・ラグは日本軍による占領、ついで治安回復、その後に民間人の流入と生活基盤の構築という経過をたどるからである。以下は、湖北省の大冶日本国民学校（一九四一年四月開校）の沿革についての記述であるが、傍線部を結んでいくと学校の創設過程が復元できる（傍線は引用者）。

支那事変ヲ契機トシテ当地ニ於ケル鉄鋼資源開発ノ為メ、日本製鉄株式会社大冶鋳業所ノ事業遂行ニ邁進セラル、ヤ其ノ發展ト共ニ同所従業員日ニ増加シ且ツ之ニ伴ヒ一般在留邦人モ逐次増加ノ傾向ヲ来ヤリ、茲ニ於テ教育ノ事ハ一日モ忽ニスヘカラサルヲ以テ昭和十六年一月二十日臨時居留民会ヲ開会シ尋常小学校創設ヲ可決シ同年三月二十五日附在漢口帝國総領事ノ認可ヲ受ケ同年四月三日開校シ引続キ現在ニ至ル¹⁸。

当地は天津から鉄道を南下してその先端部分、すなわち占領地最前線にあたる。見ての通り、軍事占領後、資源開発のための国策会社が創設され、そこに従業員そして他の一般日本人が入り込み急速に人口が増加する。そうしたなか現地居留民会が小学校の創設を決議し、領事の認可を経て開校へと至る。史料はここで終わるが、在外指定の申請は開校して半年後、指定はその三カ月後のことである。あわせて、以上の場面で一貫して現地領事や本国政府のほうから動いていないことも確認できる。

注意すべきは、中国内で単に日本人が増えたのではなくて、それまで日本人がいなかった地域にまで入り込み、学校がつくられていた点である。一九四〇年の記事によると、児童は事変後に「二倍の激増ぶり」、「然も学校新設の個所は今迄日本人小学校が全然無かつた大同、豊台、厚和、石家荘、保定、包頭等の皇軍奮戦の新戦場の跡に建設され……」と報じられている¹⁷。末尾にある通り、人々は軍の後を追いかける形で入り込んでいった。ではどのような人々が入り込んでいったのか。一九四〇年現在の外務省統計によれば、中国全体を通じて「会社員」「鉄道事業者」「官吏、雇傭」が上位を占め、それに「物品販売業」などが続いている。上位を占めているのは、占領地に創られた所謂国策開発会社の社員である¹⁹。当時の史料にも「北支ノ人口ノ三分ノ一以上ハ開発系家族ニシテ児童数モ同様ノ割合ナリ」とされている²⁰。河南省の新郷小学校を例にとると、保護者の職業の最多は華北交通社員の四六名、ついで食料雑貨商三〇名、飲食店二三名となっている²¹。華北交通は先にも登場したが、開発会社¹⁷北支那開発株式会社が出資する最大の会社で、満鉄の北支事務局を前身とすることから「北支の満鉄」と称された。

以上は、中国での状況だが、満洲国の場合も継続的な統計は確認できないものの、同様の状況と見られる。一九三九年現在のデータのみると、日本内地人の職業は公務自由業二五・一％、工業一八・五％、商業一八％、農牧林業一〇％とされている²²。当時の論説で補強すると、中小都市での国民学校の場合、保護者の職業の最多は「所謂公務自由業」、具体的には「日満両国官吏、国策会社社員、日系、満系学校職

員等」、ほか満鉄社員とされている。後に見る開拓地という重大な例外を除けば、満洲国でも官公吏・会社員・商業者が多かったと言える。

実際、考えてみると単純労働者であれば現地で供給可能なわけだから、この時期、日本占領地で求められた人材とは、新設の国策会社を實務レベルで動かす高等教育出身者の内地人であった。当時の就職活動マニュアルをみると、「特に、新設、新興会社の指導的役目を持つ高級社員は、内地人の高等教育を受けた者でなければ駄目だ²⁴」とある。中国や満洲国に流入していった人々が相対的に高学歴者だったことは他の史料からも裏付けられる。一九四二年に「外地」(ここでは「朝鮮満洲支那」)でも行われた壮丁教育調査によると、中等学校卒業以上が内地に比べて「著しく多く」、内地での平均一〇・八%に対し三六・一%とされている²⁵。また下の世代になるが見重レベルでも、天津日本尋常小学校卒業生の場合、八五%が中等教育進学者となっている。同時代、内地の進学率が一五〜二〇%であるから著しく高い。以上のような状況について、当時、北京などで在外指定学校の事務を担当した大柴衛(副領事)は次のように指摘している。すなわち、前線では「どこへ行っても第一が華北交通の社員、第二が料理屋と相場が決まつてゐる」。また、「卒業生の殆んど全部が中等学校に進むことである」、「之は現地邦人が経済的に可なり餘裕あることをも物語る事実である」――。先の天津小学校の進学率八五%という数字からすれば、「殆んど全部が中等学校に進む」と見えただろう。見逃せないのは、次々に建設されていく日本人学校を「我同胞発展の跡」のバロメータとみなし、以下のように描いている点である。

国民学校の開設は邦人が相当入り込んで来たことを示す。……：女学校の設立は在留民がその土地に可なり根をはつて来た事を吾人に知らす。而して中学校の設置に至つて略完全に邦人が其所に腰を下し実力を持つてきたと見ることが出来る。中学校のある所は先づ内地と考へて差支ない²⁶。

外国で日本人を対象とした学校は自然には創られない。先に見たように、日本軍を追いかける形で占領地に大量の日本人が入り込み、現地に日本人社会が形成されたとき学校が必要とされ創られた。史料で確認できるように、現地日本人社会の成熟度のバロメータとして、まずは国民学校(小学校)、次に高等女学校、最後に中学校とされている。実際、【表1】で確認できるように、数としてみれば小学校、高等女学校、中学校の順に多い。しかしここでは、それまでほとんど見られなかった中学校がこの段階になって続々と創設されていったことの方が見逃せない。先の引用史料では、中学校まで出来る地点はほぼ内地とまで表現されていた。大きさに見えるが、そのような表現をとらしめる状況が到来したということでもある。以下では、中学校創設を入り口に、どのような世界が出現したのかを考察していこう。

第三章 〈帝国の教育圏〉の膨張因子としての在外指定学校

1 中学校の創設をめぐる――中国内を中心にして――

【表2】は中国内での日本の中等教育機関の設置状況である。これによると、日中戦争勃発以前、中学校は長らく青島中学校のみであつ

たが、日中戦争勃発後に天津・北京・上海・濟南などの大都市にて、続いて太原・開封・張家口・南京などでも新設されていたことがみてとれる。【地図1】で地点を確認すると、後者はいずれも内陸部かつ鉄道要地である。続いて満洲国での場合を【表3】でみると、早くから満鉄附属地の奉天、鞍山、撫順、安東にて中学校が存在していたが、満洲事変後にやはり増えていく。その場合、まずは南満州での都市部から増え始め、それがやがて北方に延びる形で、そして急速に増えていることが分かる。【地図2】で場所を確認すると、哈爾濱、牡丹江、齊齊哈爾、吉林、佳木斯など、いずれも北方の地方都市としてまた鉄道要地である。まさしく鉄道こそが「日本帝国主義」の大動脈であったことが改めて確認できる。

ただ高等女学校と対比させると、やはり先に創設されるのは高等女学校のほうで、総数も多い。最遠方にあるのも中学校ではなく高等女学校のほうである。【表2・3】および【地図1・2】でみると、満洲国では海拉尔、北安、東安、中国では大同や徐州や広東などで、これらには中学校までは（まだ）なかった。そして以上はあくまで中等教育の話であり、小学校となれば数ははるかに多く、より奥地にまで入り込んでいったことは言うまでもない。先の史料で見たような、小学校・高等女学校・中学校という順番は崩れない。

しかしながら、それまで中学校がほぼ無かった（必要なかった）状況から、中学校までが次々に創設されていった状況は、それほどまでに現地での日本人社会が成熟したことを示す。以下、中学校が出来ていく過程を詳細に見ていこう。

【表2】中国での日本人中等学校の状況

開校年	中学校	高等女学校	実業学校
1916年		青島高女	青島学院実業
1917年	青島中		
1920年		上海第一高女	
1921年		天津松島高女	青島学院商業
1931年			上海日本商業
1933年			天津商業
(1937年 日中戦争勃発)			
1938年	天津中	青島学院絃宇高女	
1939年	北京中、上海中	北京第一高女、濟南高女	
1940年		石門高女、南京高女	北京商、上海女子商
1941年	濟南中	北京第二高女、天津官島高女、太原高女、漢口高女、張家口高女	石門商
1942年	太原中	開封高女、徐州高女、上海第二高女、広東高女	厦門商業
1943年	開封中、張家口中、南京中	大同高女	青島工業、天津工業、上海第二商
1944年		天津橋立日本高女	上海日本工業、北京日本工業、石門日本工業、蒙疆日本工業
1945年			

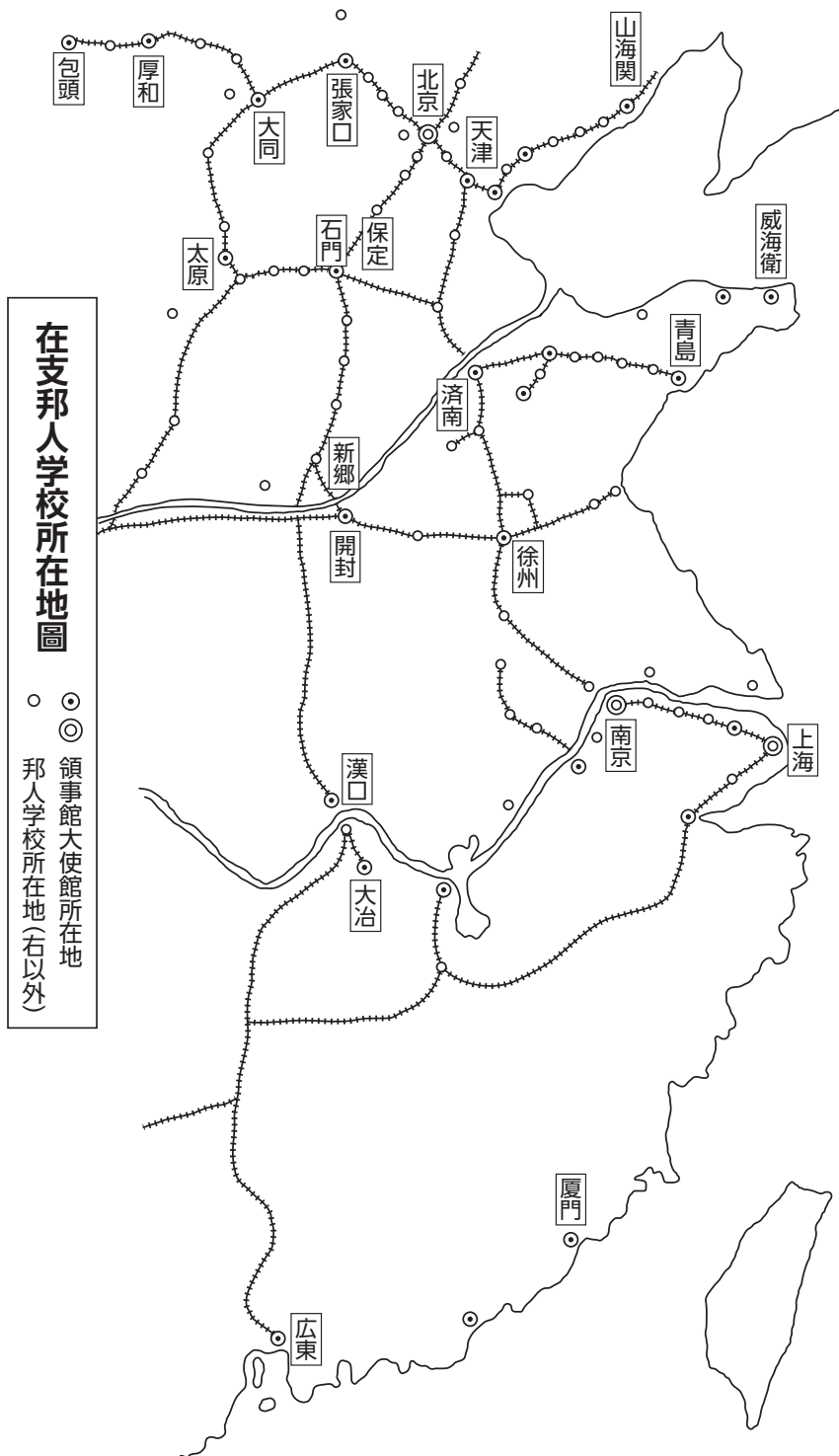
【注】

- ①華北については、在北京大日本大使館文化課「北支に於ける文化の現状」（1943年6月）92～93頁より作成。
- ②蒙疆、華中、華南については1943年4月現在のもの、大柴前掲「太平洋戦争中在支那邦人学校状況」の附録より。
- ③下線を付した1944～45年の分（指定者は大東亜大臣）は、渡部前掲表の外指定年より開校年を推測。
- ④中国の場合、一般に学校名に「日本」がはいるが原文表記のままとした。

【表3】満洲国での日本人中学校・高等女学校の状況

開校年	中学校	高等女学校
1919年	奉天一中	
1920年		奉天浪速高女
1922年		撫順東七条高女
1923年	鞍山中、撫順中	新京敷島高女・安東京橋高女
1925年	安東中	
(1931年 満洲事変勃発)		
1933年	新京一中	
1934年		鞍山高女・哈爾濱富士高女
1935年	哈爾濱中	奉天朝日高女
1936年	奉天二中	新京錦丘高女・錦州高女
1937年		吉林高女
1938年		齊齊哈爾高女
1939年		牡丹江高女
1940年	新京二中、錦州中、牡丹江中	四平高女、間島高女
1941年	齊齊哈爾中、吉林中	奉天長沼高女、佳木斯高女、本溪湖高女、阜新高女、營口高女、新京弥生高女、奉天大和高女、撫順十条高女、安東浪速橋高女
1942年	本溪湖中、阜新中、間島中、佳木斯中、星輝中〔牡丹江〕	遼陽高女、海拉尔高女、通化高女
1943年	營口中、四平中	新京向陽高女、哈爾濱扶桑高女
1944年		北安高女、東安高女

【注】『満洲年鑑』（1945年版）268頁より作成。



【地図1】

【出典】 大柴前掲「太平洋戦争中在支邦人学校状況」9頁。

の進学だからである。一九四一年現在での同校保護者の居住地をみると、張家口、石門、大同、厚和、新郷、濟南、天津、開封、包頭、保定、大連など、華北を中心に広く点在している。そうした寄宿舎を提供したのは日本国家ではなく華北交通という会社であった。在外指定学校の基本はやはり自助なのである（念のために確認すると、当該学校はあくまで北京居留民団立であり、華北交通は一寄付団体という関係にある）。

では中学校の創設を主張する際にどのような論理が展開されたのか。前掲文部省文書『恩給法施行令上在外指定学校』（第四～六冊）に所収された各学校の「設立趣意書」のうち、最も網羅的な形をとった天津日本中学校の事例をみてみよう（第四冊所収）²⁸。それによると、①天津は「北支商権制覇上邦人ノ最大拠点ヲ構成スル」に至ろうとしているが、②その発展には教育施設の完備が不可欠で、その必要性は事変以来、加速度的に膨張する邦人間で高まっている、③しかし中学校が無いため旅順、大連、奉天、新京ほか遠く内地に遊学させざるを得ず、父兄・本人の精神的・経済的な負担は大きい、④よって安心して天津で活躍させ、また民団の基礎を固め国家興隆の根底を培うためにも中学校が必要である——、といった具合である。

他の地域や他の種別の学校創設の場合でも、概ね以上のパーツで構成されている。地域の意義づけ方としては、「随一ノ交通ノ要衝ニシテ新文化宣揚ノ根源地」石門、「北支那中心地」北京、「前線基地」太原、といったものがあるが、³⁰その後の展開部分は先の天津中の場合と大差ない。むしろ天津中の場合も含め、目につくのは思ったよりイデ

オロギツシユな主張が展開されていない（必要とされていない）ことである。稀にしか登場しないので高等女学校の事例も含めて示すが、仮に主張されるとすれば以下のようなものである。①「日華文化ノ交流ヲ図リ新時代ノ精神ニ即応セル大東亜建設ノ一環トシテ……」（太原日本中学校、第六冊所収）、②「興亜推進力トシテ崇高ク健カナル日本婦徳ヲ以テ光栄アル負荷ノ大任ヲ完ウスベキ子女ヲ育成スル」（石門日本高等女学校、第五冊所収）、③「皇軍ノ流血碎身ノ臣節ニ感得セシメ東亜建設ノ内助者ト為スヘキ之等子女ニ対シ国民道徳ノ養成並ニ婦徳ノ涵養ニ邁進セン為メ……」（徐州日本高等女学校、第六冊所収）——。言ってみれば、この程度の主張で済んだのである。特に③の文は、徐州から割と近い開封の女学校設立の趣意書（第六冊所収）でもほぼ同文となっていることから、テンプレートらしきものが流通していることをうかがわせる。要するに、特に際だった論理構成や強烈なイデオロギツシユな主張はなくとも、現地で日本人が膨張し蓄積され、進学者の需要が見込めるといふ現実の到来だけで、中学校までが創設されるに至ったというわけである。

2 現地（教育圏）の核としての中学校

では、中学校まで創設されていったことの意味は何か。【表4】は、天津日本中学校の一期生がどこからどれだけ志願しているか、商業学校も含めて示した居留民団によるデータである。見ての通り、思ったより狭いエリアに集中している。ほとんどは天津市内の小学校から、次いで近隣の鉄道沿線都市の小学校からとなっている。つまりそれだ

け多くの志願者が集まるほど、近隣に日本人が蓄積されていることを意味する。むしろ遠方からの志願者が少ないのは（しかし皆無ではない点も重要であるが）、天津以外の中国各地に志願者を集めるいわばセンターとしての中学校ができ、その周辺の志願者を集める密な通学圏＝教育圏が出来たことを意味する。小さいながら中学校を核に教育圏が同心円状に形成され、それが中国内各地で出来あがるとのイメージである。思ったより狭いエリアから集中的に人が集まる（特段、事情無い限り遠方へ移動する必要がなくなる）所以である。

しかしそのうえで重要なのは、同時にそれらは在外指定学校であることよって日本内地も含めた遠方との学校とも接続関係を有する点である。【表4】を再び見ると、五名とわずかだが「内地満洲ヨリノ呼寄せ数」との項目が存在している。無論、表には直

【表4】天津居留民団「天津中等学校入学志望者調」〔1939年〕

	天津日本 中学校	天津日本 商業学校	計
天津日本第一日本尋常高等小学校	43	41	84
天津第二日本尋常小学校	37	30	67
天津日本青年学校普通科	9	7	16
明年三月迄ノ転入学生ニ依ル増加	12	12	24
内地満洲ヨリノ呼寄せ数	5	5	10
天津ヨリ山海関迄ノ沿線都市小学校	10	10	20
其他ノ北支一帯都市	0	30	30
天津在住尋常六年聴講生	7	16	23
計	123	151	274

【注】『在外日本人各学校関係雑件／在北支ノ部／天津日本中学校』（〔1.一般及雑〕、外務省外交史料館所蔵。JACAR・Ref. B04011968400）第18画像目より作成。明らかに数値が違う箇所は訂正した。なお青年学校からの進学は直接ではなく、一旦在籍しておいてからの受験者とみられる。

接出てこないが、朝鮮や台湾など他の「外地」の学校とも接続関係を有する。こうして出来たばかりの学校が即座に多角的なネットワークに接続され、その一角を構成することになる。このようにして形成される世界総体は、まさしく日本（帝国の教育圏）と表現するに相応しい。

残念ながらそこから輩出される卒業生については、本格的に出る頃には戦時動員が始まり、やがて敗戦・閉校・引揚げとなるから、人材送出といった観点から中学校までもが創設されていったことの意味を測るのは難しい。以下、断片的な史料からうかがうにとどまるが見てみよう。

まずは中学校からの卒業生を受けいれる高等教育機関の側からみていこう。サンプルとして、満洲国・中国内の日本人中学校から最も近距離の旧制高校＝関東州の旅順高等学校（一九四〇年開校）をとりあげる。『旅順高等学校一覽』（一九四一～四四年度分）に依拠して在籍者の出身校をみていくと、多くは大連中や奉天中などいわば（地元）の中学校で占められるが、内地や朝鮮半島の中学校出身者もそれなりにいる（当然、内地人・植民地人双方いる）。そうしたなか、一九四四年度に初めて中国内の日本人中学校からの出身者が現れる。具体的には天津日本中学校・北京日本中学校から各一名である。数は少ないが、両校とも卒業生を出したばかりでありながら、すぐに近隣の旧制高校への進学者を出したという点をもてみたい。

肝心の各中学校に即しての卒業生の進路状況をうかがう一次史料は未入手だが、北京日本中学校（一九三九年開校）の関係者による、戦

後にとられたアンケートの結果をみてみよう。該当者は七期生までの約千五百名、そのなかで回答数は約二百名と少なく調査自体が困難なことがうかがえる。データが不完全であることを承知のうえで見ていくと、進学先は「満州」一七(旅順高四、南満工専四、奉天工大二、満洲医大・奉天工大・建国大など各一)、中国(関内)一二(東亜同文書院大四、北京工専四、北京大など各一)、朝鮮二(平壤医専など各一)、内地九(五高、八高、東工大、広島高師、早稲田高等学院など各一)となっている。回答率からして全体的な状況を把握することはもちろん出来ないが、確かなのは開校して間もない学校であつても卒業生たちが即座に日本帝国全域に散らばっている点である。当然、新設の中学校で、そのすぐ後に敗戦・閉校となるから、当ても一般に認知度は低かつたと推測される。実際、戦後に内地に戻つた際、「聞いた事のない北支那(華北の意味)の太原中学校」といつた扱いを受けたとの逸話がある。しかしここでは認知されていようがいまいが、制度的には即座に日本帝国サイズの教育圏のネットワークに接続されたこと、まぎれもなくその一角を構成し圏内全域を他の学校と同様に移動(進学)できたことのほうが重要である。当然、反対に入学者を内地から、そして他の外地から迎へ入れることもできる。先の北京日本中学校でのアンケート結果によると、同校生徒の入学前の居住先は、日本九一名(四四%)、「満州」六七名(三三%)、中国三八名(一八%)、朝鮮一二名(六%)とされている。以上のような多角的かつ相互に行き交う日本帝国圏内の教育移動(入学・進学)を即座に可能にさせた制度的根拠こそ、在外指定学校制であつた。

以上は、中国内での中学校に即してみた場合の状況である。満洲国内の場合、史的な制約からうかがうのは困難だが、華北と大きく状況が異なるようには見えない。あえて言えば、北満での中学校は全般に創設が遅く、最初の卒業生を迎える頃が敗戦間際であつたため応募・予科練へ進む者が多い。しかしながら進学者も皆無ではない。例えば、斉齊哈爾中学校の第一期卒業生(一九四五年卒)をみると、³¹⁾ 最多は満鉄技術員養成所だが、旅順高校や旅順工科大学予科をはじめ、旅順医学専門学校などの専門学校、満洲国側の哈爾濱医科大学などへの進学者がいる。地域で見ると内地に一名、朝鮮に二名進学している(いずれも専門学校)。少数であつても敗戦の年ですら、日本帝国規模での進学はストップしていない(当然、ここには朝鮮人生徒も含まれている)。

ただし満洲国の開拓地はやはり状況が異なり別に考察が必要である。そして、それを見るうえで小学校のほうに視線を移していく必要がある。

3 満洲国開拓地小学校との連結―結節点としての近郊中学校―

満洲国の開拓地小学校について見る前提として、在満日本人の教育行政について確認しておく必要がある。一九三七年、満洲国の「独立性の内実付与として満鉄附属地返還・治外法権の撤廃が行われるが、このとき在満日本人の初等・中等教育の行政権については「当面の間」、日本側に留保するとされた。つまり引き続き日本側の管轄とされた(当初は在満大使館教務部、後、関東局在満教務部)³²⁾。その際、

問題となるのが日本臣民である在満朝鮮人の扱いで、これについては朝鮮人の多かった満鉄沿線の一四普通学校のみ日本側に留保し、残り満洲国側に移管された。この背景にあったのは、関東軍側の「五族協和」と朝鮮総督府側の「内鮮一体」という統治イデオロギー同士の相克であった。³⁶ただ本稿にとって重要なのは、日本側に留保された朝鮮人も、内地人とは学校も経営組織も別立てであったことである。すなわち、内地人の小学校に対して朝鮮人は普通学校、経営組織は内地人の日本学校組合に対し朝鮮人は普通学校組合であった。その後、内地にならって双方とも学校名は「在満国民学校」となるものの、経営組織は日本学校組合／在満学校組合と相変わらず別立てであった。この点は、後にみる中国内での日本人小学校で、なし崩し的な「内鮮共学」状態となったことと対照的である。

それでは開拓地の小学校について、それ以外の「一般地」との対比を意識しながら特徴を確認していこう。第一に、華北のように軍需景気に乗って人々が次々に流入していった状況とは当然異なって、開拓地の場合、国策の集団移民として入植した。その際、小学校はその定住策として位置付けられた。それは「満洲国ノ開発ノ為日本人ヲ植エ付ケンガ為ナリ」³⁷と説明する通りだが、もちろん軍事的観点もあつた。一九四一年の関東軍の文書には、「満洲ノ部隊配置ニ即応」させるための教育機関の整備、具体的には「児童数僅少ナル地区ニモ国民学校ヲ設置スル如ク関係機関ニ要望ス」、などとされている。

第二に、とはいえ開拓団にそのような「要望」がなされただけで、軍（関東軍）や行政（在満教務部）が手厚くサポートしたわけではな

かった。そこには治外法権の撤廃＝満洲国の「独立」性という建前もあつたが、開拓地の小学校も他の在外指定学校と同じく自助を原則とした。在満日本人小学校は、形のうえでは日本国法令に基づいた学校組合によって経営されることになっていたが、学校の設置段階から開拓団に委託が可能とされ、その場合、数年後を目途に在外指定を申請させ組合に移管させるとされた。³⁸実際のところ、多くはこのような開拓団への丸投げだったと見られる。当時のルポルタージュや回想を見ても学校組合や開拓民の指導を担う満洲拓殖公社（「満拓」）が登場することはまれである。ある教師の随筆をみると、教師自身が校地の選定に携わり、学校設置の申請文書を作成し、内地に戻っては教科書・教具の買い出しに奔走している。⁴⁰満拓公社経営部編『移住地学務提要』（一九三八年）は、こうした自前で学校を設置し運営していく際のマニュアルと言うべきものである。同書には、校舎や敷地の図面、教具や帳簿類のリスト、学則などの例文も含め、学校設置の申請書類から在外指定申請に至る一連の手続きが解説されている。

教師の確保も自給自足であった。もともと教員については、関東州の旅順師範学校や一九四一年に創設された新京の在満師範学校からの供給が期待されていたが、実際には需要の半数も満たせない状況と報告されている。⁴¹よって開拓地の場合、開拓民のなかでの教員経験者や日本内地の母村からの供給を受けるとされた。⁴²当時のルポルタージュに「自給自足を立前とする移民地に於ては教育事業は経済上の大きな負担である」、「小学校教師は移民そのものの中から求めてある」⁴³とされる通りである。

第三に、開拓地とそれ以外(「一般地」)で見た場合、最も異なるのは保護者「開拓民の社会的属性である。職業は当然だが農業が中心で、学歴は大半が中等教育には進学しなかった高等小学校卒であった。⁴⁴⁾開拓地内の学校状況をみると、まずは小学校が創設され、その上の段階として勤労青年向けの青年学校も創られた。これは基本的には開拓地「村に残る青年を育成するためのもので、村を離れて中等学校に進学することは例外と想定されていた。むしろ千振など三校にとどまるが、開拓地のなかに中等教育としての農業学校が設置されている。⁴⁵⁾

しかしながら開拓地の小学校から中等教育への進学が不可能だったわけではない。先に開拓地近くの地方都市、牡丹江や佳木斯には高等女学校、そして中学校まで創られていったことは見た。改めてこれらの地方都市がどのような地点であったかを見ると、当時の論説のなかに「北辺振興の基地牡丹江、開拓地の中心都市佳木斯」⁴⁶⁾といった表現が参考になる。これによると牡丹江や佳木斯は、関東州・旧満鉄附属地など南満洲から見れば北方進出の拠点にあたり、開拓地からみれば最初の結集地点に位置する地方都市にあたる。そして先の【地図2】で場所を確認すると、これらはやはり鉄道の要地である。そこからいわば毛細血管をつたって開拓地の小学校(地図では北東の方角に散らばる○の表示)が広がっていくわけである。

そうであるなら、あたかも血液が逆流するように開拓地から近郊都市へと人材が流れていくことは当然ありうる。以下の史料を見てみよう(「」は引用者。以下、同じ)。

(「牡丹江や佳木斯など」之等の都市勢力圏内に各種民地は立ち、

その地に所在する上級学校が移民子弟の心を牽引するから、只単に移民地を絶海の孤島視するわけには行かない。⁴⁷⁾

ここでは「上級学校が移民子弟の心を牽引する」ことが特に否定的には描かれていない。しかし別の論説では、早くも中等教育への進学や会社商店からの誘引によって、開拓地の青年たちが「離村」する実態が「憂ふべき傾向」として取り挙げられている。⁴⁸⁾この論説によれば中等教育への進学率は約二%とされており、内地での約二〇%という数字と比べると遥かに少ない。しかし開拓地といえども進学熱とは無関係ではなかった(この論説によると、進学者は開拓団幹部などの子弟とされている⁴⁹⁾)。開拓地の小学校からさすがに帝国大学は遠いにしても、開拓地小学校も在外指定学校であるからには(「帝国の教育圏」の一角を構成し、小距離ながらネットワーク内での移動に参画した)のである。

ただ開拓地からすれば青年たちの離村は人材流出を意味する死活問題だった。先に引用した史料中には「移民地を絶海の孤島視するわけには行かない」とあったが、逆から読めば開拓地は容易に孤立しかなかったことが示唆されている。先の開拓地を出る青年を「憂うべき傾向」とした論説では、中等教育としての農学校・畜産学校の創設が育英制度とあわせて提案されているが、それは卒業後の帰村を前提とするものだった。⁵⁰⁾また開拓地内の国民学校に統いて青年学校も一九四三年に義務化されるが、それは開拓地青年を「飽くまで開拓地に定着せしめ開拓地建設の中核たらしめんとの方針」によるものだった。⁵¹⁾

このように日本帝国の圏内であっても前線・奥地であれば当然、孤

立しやすい状況にあった。そしてそこで生じるのは日本人の側が少数派となつて異民族と接触するケースである。ここまでしばしば朝鮮人など異民族の存在をほめかしておきながら、あえて立ち入つてこなかった。次節では異民族接触・参入の場という観点から在外指定学校を見ていこう。

4 異民族接触・参入の場としての在外指定学校

在外指定学校は学則のうえでは「帝国臣民」を対象とした学校と規定されているから、当然、朝鮮人・台湾人も対象に含まれる。ここではデータが存在する、華北での中等教育への参入状況から見ていこう。

【表5】をみると朝鮮人生徒がゼロの学校はひとつもないことがまず分かる。以下、朝鮮人生徒に即して見ていこう。まず中学校での在籍率の全体平均が八・三％となっているなか、済南中・太原中が高率となっているが二割に及ばない。この中学校の状況と関係するのが商業学校である。前掲『北京日本中学校校史』には、「朝鮮の子供はよつほどできれば中学に行けといわれかも知れぬが、たいていは商業に押し込んだ」との証言がある（二七頁）。確かに商業学校の全体の在籍率は一六・〇％で、中学校のその約二倍となっている。よつて朝鮮人の場合、中

【表5】在華北日本人中等学校での民族別の在籍状況（1943年頃）

	内地人	朝鮮人	台湾人	その他	合計	朝鮮人率(%)
北京中学	974	76	6	4	1060	7.2
天津中学	659	69	3	4	735	9.4
済南中学	325	64	2		391	16.3
開封中学	—	—	—	—	—	—
青島中学	840	21		3	864	2.4
太原中学	160	39			199	19.6

全体8.3

	内地人	朝鮮人	台湾人	その他	合計	朝鮮人率(%)
北京第一高女	936	41			977	4.2
北京第二高女	532	60	4		596	10.0
天津松島高女	657	43	6		706	6.1
天津宮島高女	425	33	4		462	7.1
済南高女	440	22			462	4.8
開封高女	83	49			132	37.1
青島高女	810	15	1		826	1.8
青島学院紘宇高女	193	34		28	255	13.3
石門高女	174	80			254	31.5
太原高女	263	20			283	7.1

全体8.0

	内地人	朝鮮人	台湾人	その他	合計	朝鮮人率(%)
北京商業	464	139	3		606	22.9
同二部	80	20			100	20.0
天津商業	567	115	4		686	16.8
青島学院商業	529	73		281	883	8.3
石門商業	108	40			148	27.0

全体16.0

	内地人	朝鮮人	台湾人	その他	合計	朝鮮人率(%)
天津工業	99	5	1		105	4.8
青島工業	37	6			43	14.0
青島学院実業	244	62		284	590	10.5

全体9.9

【注】在北京大日本大使館文化課『北支に於ける文化の現状』（1943年6月）92～93頁より作成。明らかに数値が合わない箇所は修正した。

学校から商業学校にまわる率が高かったとみられる。実際、「商業学校では朝鮮人が大い首席を占めた」との証言がある。⁵³注目されるのは高等女学校である。全体の平均は八・〇％のなか開封高女では三七・一％、石門高女では三一・五％と、地域によっては在籍率が著しく跳ね上がっている。この事情を考えるとヒントになるのが、この時点で石門・開封とも中学校までは置かれていなかったことである（開封中はこの統計と同じ年に開校）。ここで先に確認した現地日本人社会の成熟度のバロメータを想起すれば、女学校はあるが

中学校までではない石門・開封は、相対的に前線のほうに近い側にある。事実、両校とも生徒数からして小規模校である。そうした地域、つまり前線に近い学校になると、内地人よりも朝鮮人の比率が高くなる傾向がある。そしてこの傾向は、先のパロメータの先頭、すなわち前線で真つ先に創設される小学校でより明瞭に現れることになる。以下ではそれを見るにあたって、内地人と並んで華北に流入していった朝鮮人一般（子弟からみると保護者）の状況から確認していこう。

当時、天津で刊行された日本語雑誌『北支那』には、「軍事景気」下、日本人とならんで朝鮮人も大量に占領地に入り込んでいったことが指摘されている。朝鮮人にして朝鮮総督府北京出張所囑託であった人物によると、一九三八年時点で華北では内地人八・五万人、朝鮮人二・一万人とされるが、届出制のため実際の朝鮮人は約二倍以上と見る向きもあること、そして流入する朝鮮人は北京・天津・濟南・上海など四大都市に集住するだけでなく鉄道沿線主要地にも散在し、さらには「所謂一攫千金を夢見る」などして「前線へ前線へと進出する情勢を示し」ている、と指摘している。⁵⁴⁾ 表現が類似しているので著者は右と同一人物と見られるが、この点、朝鮮総督府北京出張所の史料によれば、朝鮮人は「得意ノ語学」と「強靱ナル生活力」によって、治安が安定しないうちから好機を求めて前線に入り込む、よって前線にいくほど内地人に対し朝鮮人の比率が高くなる、と指摘されている。⁵⁵⁾

さて小学校に話題を移せば、在中朝鮮人が急増するのをうけて、一部の日本人小学校では民族別学がとられている。北京では一九三九年に朝鮮人児童だけの分校が設置され（下の表、北京東城第二小学校）、

【表6】朝鮮人児童の在籍率が4割を超えている
在華北日本人小学校

所管 領事館	民団 民会	学校名	内地人	朝鮮人	比率 (%)
北京	北京	北京東城第二	0	897	100.0
		同外城分教場	0	583	100.0
	通州	通州	9	13	40.9
天津	滄州	滄州	17	13	43.3
	唐山	唐山	165	117	41.5
山海関	秦皇島	秦皇島	63	63	50.0
	昌黎	昌黎	5	61	92.4
濟南	濟寧	濟寧	13	37	74.0
	德州	德州	31	45	59.2
徐州	徐州	徐州	370	315	45.7
	開封	開封	318	336	51.3
	帰徳	帰徳	23	78	77.2
石門	石門	石門分教場	0	265	100.0
	順徳	順徳	32	74	69.8
	邯鄲	邯鄲	14	67	82.7
	彰徳	彰徳	67	64	48.9
太原	新郷	新郷	152	187	54.7
	榆次	榆次	63	48	42.1
	臨汾	臨汾	60	58	49.2
厚和	運城	運城	31	29	48.3
	豊鎮	豊鎮	9	25	71.4

【注】朝鮮総督府北京出張所『在北支朝鮮人概況』（1941年6月）24～29頁より作成。なお、台湾人については極少のため表では割愛したが、比率の算定の際には含めて計算している。

一九四〇年頃には天津や濟南の小学校でも国語（日本語）が未熟な朝鮮人児童だけを集めた特別学級が設置されている。⁵⁶⁾ とはいえ、こうした分離措置は、複数の学校や学級の設置が可能な大規模居留民団ゆえに可能なもので、最前線に位置する零細な居留民団では不可能である。

【表6】は試みに華北の日本人小学校のうち、朝鮮人児童の在籍率が4割を超えている学校を抽出してみたもので、全七八校中二一校がこれに該当した。表によれば北京に二校、石門に一校、朝鮮人児童百%の学校が見られるが、これは財政的余裕がある大きな居留民団ゆえに可能だった、民族完全分離の「分教場」である。むしろこの表で着目されるのが朝鮮人児童の在籍率が百%ではないが、それに近い学校の

存在である。すなわち九割台が一枚、八割台が一枚、七割台が三枚あり、これらはほとんど朝鮮人学校化している。つまり、主として内地人を想定して制度設計された在外指定学校でありながら、事実上、朝鮮人学校化した日本人小学校が各地で出現する。本表では直接は表現されないが、これらはいずれも一民団で一校しか創設しえないような零細な居留民団による学校で、つまりは最前線の地にある。児童数をもみても小規模校ばかりで、日本側からすればまさしく辺境の地と言ってもよい。このような地点では分離するだけの余裕がなく、「内鮮一体」どころかそれ以上の状態が現れることになるのである。

こうした状況について、大柴衛（在北京日本大使館副領事）も「前線には半島人が相当多い。故に前線の学校ほど半島児童が多い」、「……奥地には同数の学校もある。一人も半島児童のゐない学校はまづない」と述べている。実際には同数どころか大多数を占める小学校すら出現したことは見た。全般的に見ても民族共学ハードルは、朝鮮半島内や台湾本島内より中国でのほうが低かったと見られる。原田種雄（文部省教育調査部）は、「在支那邦人学校において」朝鮮及び台湾出身の学童数の全人口に対する比率が、朝鮮又は台湾に於ける場合よりも著しく高いこと、つまり在留者のなかで就学者の割合が高くなることから「現地にある子女の方が故国にある者よりも就学率が高い」と推測している。⁵⁸

興味深いのは、こうした状況について在外指定学校を監督する外務省（領事）、在中朝鮮人一般を監督する朝鮮総督府（北京出張所）とも否定的にみていない点である。朝鮮総督府北京出張所『在北支朝鮮

人概況』（一九四一年六月）では「教育ノ内鮮共学ト相俟ツテ、内鮮一体ハ鮮内ヨリモ一歩先ンゼルノ観ヲ呈スルニ至レリ」とされ（三頁）、また大柴衛（在北京日本大使館副領事）も「内鮮一体の実は北支に於て最もよく挙つてゐると思はれる。否、北支に於ては内地児童、半島児童の差は全然存しない」と、むしろ誇るべき状況とされている。⁵⁹

よって濃厚接触することになる日本内地人の側からは、それゆえの忌避感が噴出することになる。朝鮮人にして天津日本高等女学校教諭であった人物は内地人保護者の心情として、「内地児童より半島児童が非常な増加を示してゐる」ことから「内鮮児童の比較率に、教育上種々問題の起る原因がある。即ち半島児童数が各学級に於て一割以内になれば全然何等の問題とならないからである」と述べている。実際には一割どころか、内地人の側が少数派となる場合すら存在したことは見た。以下は、結果として少数派になることが回避された事例になるが、北京日本居留民会から領事あてに出された「内鮮児童ノ分離教育」分枝設置の認可を求める文書である。

内鮮児童対比上、数ニ於テ内地児童カ絶体的多数ヲ占メ居リシ時節ハ鮮児ヲ引摺ツテ同化セシメ得ル可能性モ有之シカ、今日ノ如ク鮮児カ内地児童ノ七割ヲ占ムルコト、相成テハ同化ハ倍テ置キ却テ之ニ同化セラントル傾向スラ看守セラル、コト、相成リ……⁶¹

内地人の側が少数派となつて同化される側にもまわること、そのことへの忌避感が民族分離教育の根柢として率直に述べられている。

このように在外指定学校は内地やおそらく外地以上に異民族接触・参入の場としてあつた。そしてそこでは日本人の側が少数派となつて

同化される側にまわる可能性すら発生した。しかしながら、そのような事態に日本国家として思いのほか無頓着だったのも確かである。大柴衛（在北京日本大使館副領事）は、朝鮮人だけの分校について「行く／＼は一緒になるだらう」と述べているように、あくまで過渡的な位置付けであった。本稿での検討をまとめた後、最後にこの点について若干の考察を加えてみたい。

おわりに

最近、帝国としてあった戦前期日本での、日本列島外からの高等教育へのアクセスについて検討が進んでいる。本論文はそのような研究動向に対し、そもそも日本列島の外側に日本の国内教育機関と接続する学校がいつどのような形で出来上がったのか、そのような関心から、植民地⇨外地のさらに外側に位置する外国での「在外指定学校」に着目した。

本論で見てきた通り、一九〇五年の制度発足以来、ほとんど増えない状況が続いたが、一九三〇年代の満洲国・中国で爆発的に増殖した。在外指定学校制の最大の特徴は、居留民団など現地日本人団体の自助に委ねるといった点にあった。まさしくそのことによって、日本本国国家や現地領事が主導的に動くことなく瞬く間に学校が増殖していった。本論では華北を事例に詳細に検討したように、日本軍の後を追いかける形で占領地に日本人が大量に入り込み蓄積されていくことで、学校建設ラッシュというべき現象がおこった。そこではまずは小

学校、次いで高等女学校が創られたが、それまでほとんど無かった中学校までが創設されていった点が特筆される。その動きを後押ししていたのは、占領地に創設された国策会社の社員⇨保護者であった。現地居留民団に加わった彼等は一般に高学歴でその子弟の進学率も高かったと推測される。

中学校まで出来たことは、初等⇨中等教育という本来の連結が現地で形成されたことを意味した。中学校は北京や天津といった大都市にまず創られるが、そこに周辺地域からの志願者が集まるから、中学校を核とした密な教育圏が形成されることになる。よって高等教育進学のために一旦、内地や他の外地（朝鮮・台湾・関東州など）に移動する必要はなくなり、現地日本社会はさらに根をはるようになる。史料にあった、中学校まで出来ればほぼ内地とみなした感覚はそれによってのものと思われる。重要なのは、同時に在外指定学校であることによつて、日本内地はもちろん他の外地といった遠方とも「自動的」に接続される点にある。それはまさしく日本帝国サイズの教育圏にほかならない。そうした圏域の膨張を直接にもたらしたのが、一九三〇年代の満洲国・中国内で増殖した在外指定学校だった。

こうした動向に満洲国の開拓地小学校といえども無縁ではなかった。満洲国内での日本人中学校は南満州からみれば北方に延びていく形で創られ、開拓地からみると近郊の地方都市に創られた。当時、早くも開拓地近郊都市への就職とならんで進学が「離村」問題として論じられていたように、開拓地の小学校もまた近郊都市の中学校を結節点に〈帝国の教育圏〉と連結されていたのである。

そのような在外指定学校は、当然、日本内地人に占有されるものではない。日本臣民としての朝鮮人の参入状況を中国内の場合でみると、中学校では一割、商業学校では二割の比率で在籍者が万遍なくいた。そうしたなか占領地前線に近い高等女学校では朝鮮人が多数を占める学校が出現した。この前線ほど朝鮮人の比率が高くなる傾向は、最初に設置される小学校でこそ明瞭に現れる。実際、日本軍が占領したばかりの最前線の地では七割〜九割を占める朝鮮人学校とみまがうような在外指定学校Ⅱ日本人小学校が出現していた。このように在外指定学校は異民族参入・接触の場としてもあったのであり、日本内地人・植民地人問わず〈帝国の教育圏〉にアクセスしたのである。

さて先に述べたように、膨張し続ける日本帝国の最前線は日本からみれば辺境の地でもあった。そうした場面では時に日本人の側が少数派となつて異民族からの同化にさらされる。最後に考察したいのは、こうした事態への日本国家としての関心の希薄さである。この問題は在外指定学校制からもうかがえた、広く在外日本人教育に対する日本国家としての関与の希薄さと通底するものである。

再三確認してきたように、元来、在外指定学校制は第一義的には教員待遇の改善策としてあり、日本国家として意識的に〈帝国の教育圏〉なるものを構築しようとして始められたものではない。実際、在外指定学校の指定権をもつ主体は極めて多岐にわたつたが、それを一元化しようとする競合は起こっていない。⁶³端的にいつて、在外指定事務は管轄問題を引きおこすほどの政治的資源とはみなされていない。

もちろん外務省は何もしていなかったわけではない。中国で在外指定学校が増殖するのをうけて一九三九年には教育事務を担う通称「教育領事」が設置されたが（勅令六八三号）、中国全土で上海・北京・張家口の僅か三つの大使館事務所内に三〜四名配置されたに過ぎなかった。⁶⁴一方、教育行政の専門である文部省も、在外指定事務にさして重要な位置付けを与えてない。文部省文書を見ると担当者は囑託クラスで、外務省から廻つてきた在外指定の申請文書について書類上の不備をチェックする程度となっている。⁶⁵一九四〇年には興亜院の依頼で中国での中国人教育の視察を行っているが、同時期に急増した日本人学校への視察は副次的なものであった。一応、視察を担当した文部官僚は、「外務省がほんの片手間、……殆んど指導もしなければ監督もしない、只名義の上の指導監督をして居るだけである」と報告し、先の「教育領事」の設置についても「二階から目葉」と酷評している。⁶⁶

しかしだからといって文部省が乗り出してくるわけでもない。相変わらず日本国内での教育に自己の役割を限定し続ける。そのようなスタンスを象徴的に示すのが、一九四三年五月の文部省令六三三号「内地以外ノ地域ニ於ケル学校ノ生徒、児童、卒業者等ノ他ノ学校へ入学及転学ニ関スル規程」である。この規程は、従来個別に結ばれてきた外地および外国での学校と、日本国内の学校とを結ぶ規定を一つの省令にまとめあげたものである。対象となる地域は朝鮮・台湾・関東州・樺太・南洋群島などの外地、そして満洲国や中華民国、東南アジア諸国などの外国で、それらを「内地以外ノ地域」として一括させている。

その制定理由をみると、従来「其ノ依ルベキ法規無ク且斯卡ル際ハ其ノ都度省令ヲ以テ指定シタル処」、今般、同規程を制定することで「申請者ノ便宜及事務ノ簡捷ヲ図ラントスルニ依ル」と説明されている。つまり同時期の内外地一元化の動向が背景にあるにせよ、中身のみを限り一つの省令にまとめるだけの技術的な処理に過ぎない。要するに、現実として膨張する「帝国の教育圏」を国家的な観点からポジティブな形で構想づけるものでは決してない。

このように外地・外国での日本人教育に対する国家的関心が希薄ななか、現実として起こるのが異民族との接触である。本論では中国の最前線にて朝鮮人に囲まれる場面を見たが、満洲国の開拓地でも「一部に於ては日漢人混住の過程にさへ入つてゐる」、「例へば千振郷に於ては将来その小学校児童数の一割は鮮人及び漢人の入学を許可する方針であると聞いた」とされている。たかだか一割が許容の範囲であった。

考えてみれば、日本人の側が同化される側にまわるという場面は、南米・北米移民で先行して見られたものである。このことを念頭におくとき、ある在満日本人小学校の訓導が、「カリフォルニアに於て米國式教育を受けた二世が、日本人たるの親と思想感情に於て如何に背馳した者に出来上つたか」と述べ、それに続けて、満洲で「自分の子供が土着民族に同化して行くのを見るのは堪へ難い苦痛」といった在留民の心情に言及しているのは見逃せない。文明度という尺度からすれば現地への同化を退化とみなすのは北米移民より南米移民の例に対応するだろうが、在満日本人二世への教育従事者のなかで南米・北

米移民二世の存在が意識されている。ここにあるのは帝国の先兵といふより現地からの同化にさらされる移民の姿である。

冒頭で見た通り、南米・北米では在外指定学校はペルーのみであったように、終始、「帝国の教育圏」の外側にあり続けた。満洲国の場合は在外指定学校であったから、まぎれもなく「帝国の教育圏」の内側にあった。ただ最前線となれば圏外はすぐ隣にある。先の在満小学校の訓導が、自身の肩書きにあえて在外指定と付していたのは日本国家との紐帯を示さんがための意図的な使用であったと見られる。そのような帝国の最前線＝辺境にあつて日本国家の存在が遠く感じられたとき、そこから「棄民」意識が発生することになったと展望できる。

注

- (1) 拙稿「福岡大学と〈植民地〉——一九三〇年代～一九六〇年代——」(二) (三) (『福岡大学人文論叢』四六―四、四七―一・二、二〇一五年三・六・九月)、同「昭和戦前期の〈海を渡つての進学〉」(福岡大学人文学部歴史学科編『18歳からの歴史学入門』彩流社、二〇一九年)。そこでは〈海を渡つての進学〉と表現し「留学」とは表現しなかった。その理由は、①日本内地人・植民地人双方がそれに参入していたこと、②一九三〇年代になれば、内地生まれ・育ちの朝鮮人児童が登場し、やがて〈海を渡らない進学〉という形態が現れること、③そうした形態は植民地なき戦後日本にこそ量的にも地域的にも広がり、在日朝鮮人として日本の学校との接触領域はむしろ拡大していったこと(民族学校以上に)、等が見えなくなるからである。

- (2) マニラ・ハイスクールからの入学者（本籍地は福岡）が一件あるが、議論が拡散するので含めなかった。ただこのケースは、日系二世の日本「留学」の際に活用された、文部省告示二六六号（一九二九年五月）によるものと思われる。これは専門学校入学に関し、中学校・高等学校卒業者と同等の学力と文部大臣が個人別に認定する仕組みである。
- (3) 米田俊彦編著『近代日本教育関係法令体系』（港の人、二〇〇九年）八七四頁。
- (4) 渡部宗助「在外指定学校四〇年の歴史について」（国立教育研究所研究究集録）四号、一九八二年）、北原拓也「在外指定学校制度の成立と展開——戦前の海外日本人学校の歴史（一九〇二～一九四六年）」、『満洲国』教育史研究』第一号、東海教育研究所、一九九三年）。学校に即した分析として小島勝『日本人学校の研究——異文化間教育史的考察』（玉川大学出版部、一九九九年）があり、多くの地域をとりあげた包括的な研究として同編著『在外子弟教育の研究』（玉川大学出版部、二〇〇三年）がある。ただし日本政府にとっての在外指定学校という視点、そして時期的な変化に即した分析は弱い。
- (5) 在滿教務部・関東局官房学務課編『在滿日本人教育施設要覧』（一九四三年度、三四頁）によれば、一九四一年度以降の満洲国での指定数は渡部表よりも確実に多い。ただ本史料で分かるのは指定の数のみで、どの学校が指定を受けたかまでは分からない。よって現段階でも渡部作成表は最も詳細なものである。なお本史料をはじめ、多くの史料の便宜を永島広紀氏からいただいた。記して御礼申し上げます。
- (6) 以下、全般的状況については外務省通商局第三課「在外子弟教育問題（未定稿）」（一九三一年）ほか、学校ごとにファイリングされた、後掲「在外日本人各学校関係雑件」（外務省外交史料館所蔵）による。
- (7) 民団は居留民から課金を徴収し種々の事業を行い議決機関までもつもの、民会は民団にまで至らないが法人格をもつもの、日本人会は法人格もたないものと説明されている。以上、大柴衛「太平洋戦争中在支邦人学校状況」（『姫路工業大学研究報告B一般教育関係』第六号、一九五七年四月）二頁。同論文は、元在北京日本大使館副領事として教育事務を担当した経験の貴重な記録である。
- (8) 用意する書類は沿革や学則、教職員の履歴書、児童数の状況や収支予算表などである。以上、文部省令第二〇号「在外指定学校ニ関スル規程」（一九〇五年一月八日、米田前掲『近代日本教育関係法令体系』所収）八七六～八七七頁。
- (9) 北京日本中学校校史編纂委員会編『北京日本中学校校史』（北京日本中学校同窓会、一九八四年）六〇八頁。
- (10) 前掲『在外子弟教育問題（未定稿）』（二一～二七頁）の学校一覧表より。
- (11) それぞれ小学校は文部省令第三七号（一九一九年一〇月）、中学校・高等女学校は文部省令第一号（一九二六年一月）、実業学校は文部省令第三号（一九二八年三月）による。
- (12) 文部大臣岡田良平あて外務大臣幣原喜重郎「在外指定学校中高等女学校生徒並卒業者ノ他ノ学校へ入学転学ニ関スル件」（一九二五年一月一日）、『所管外ノ小学校、中学校、高等女学校、実業学校等ノ児童生徒並卒業者ノ他ノ学校へ入学転学ニ関スル取扱』国立公文書館所

- 蔵。請求番号は本館3A-009-00、昭47文部01121100)。……は引用者以下、同じ。
- (13) 村上俊亮『在外指定学校』(城戸幡太郎編『教育学辞典』第二巻 宮石波書店、一九三八年) 八四三頁。これによれば指定の基準として管理維持の確実性、教員資格の有無など教育環境の整備具合が強調されている。後述する文部省での指定の審査書類をみても、国内と同程度の教育水準かについて踏み込んで審査した形跡は見られないから、この辞典での説明はあたっていると思われる。
- (14) 後述する日本側に留保された在満朝鮮人の一四普通学校については、朝鮮教育令に依拠したまま在外指定をうけている。
- (15) 以下、ことわりない限り前掲『在外子弟教育問題(未定稿)』一五〇～一五一頁。
- (16) 文部大臣橋田邦彦あて大治居留民协会会长・齋藤壮一「在外指定学校ニ指定方申請ノ件」(一九四一年九月五日、『恩給法施行令上在外指定学校』第六冊に所収、国立公文書館所蔵。請求番号は本館3A-009-00、昭47文部01109100)。
- (17) 「教育時事 大陸の邦人教育状況」(『教育』八一、一九四〇年二月) 一〇二～一〇三頁。
- (18) 外務省調査部『海外各地在留本邦内地人職業別人口表 昭和十五年十月一日現在』第五表。
- (19) 鈴木邦夫編著『満州企業史研究』(日本経済評論社、二〇〇七年)、柴田善雅『中国占領地日系企業の活動』(日本経済評論社、二〇〇八年) など、会社の分析は進んでいるが、従業員の家族や教育までは及んでいない。
- (20) 野村外務大臣あて門脇書記官「学校補助金ノ件」(一九三九年二月二三日、『在外日本人学校教育関係雑件』(第五巻3. 中国) 外務省外交史料館所蔵。アジア歴史資料センター〔JACAR〕・Ref: B04011492200) 第二七〇画像目。
- (21) 中華民国河南省新郷日本尋常高等小学校『昭和十五年度 学校一覽』(在外日本人学校教育関係雑件/学校一覽表関係) (第一巻6. 新郷) 外務省外交史料館所蔵。JACAR・Ref: B04011671100) 第四四三画像目。
- (22) 厚生省研究所人口民族部『大和民族を中核とする世界政策の検討』(一九四三年) 三〇二七頁。
- (23) 出澤萬紀人「在満国民学校」(『日本教育』一一三、一九四一年六月) 七二頁。
- (24) 景気研究所編『一九三六年就職相談』(千倉書房、一九三五年) 一三三～一三四頁。
- (25) 文部省国民教育局『昭和十七年度 壮丁教育調査概況』五三頁。なお中国内でも中等教育に進学しない勤労青年向けの青年学校が特に国策会社内に私立として置かれた。内地の場合、勤労青年が同一年齢の約八割であったことから中学校より青年学校のほうが学校数・就学者数ともはるかに多かったが、中国内ではあまり変わらない。この意味でも、在中日本人(内地人)は内地に比べてかなり高学歴者だったことがうかがえる。
- (26) 『昭和九年度共益会事務報告書』(天津図書館編『天津日本租界居留民団資料』第六巻(広西師範大学出版社、二〇〇六年) 二八七頁。

- (27) 以下、大柴衛（在北京日本大使館副領事）「大陸の学校」（『日本教育』一一二、一九四二年二月）一三九頁。
- (28) 大柴衛（在張家口日本大使館副領事）「北支那人教育の現況」（『興亜教育』二一一、一九四三年二月）三九～四〇頁。
- (29) 以下、出典は本文中にて冊数を示す（原史料に頁数の表記はない）。第一章で述べたように、学校の設立申請は現地領事あてになされるが、この場面での史料はほとんど残存しない。よってその後、本国政府あてになされる在外指定の申請書類に添付されている設立趣意書をうかがう方法をとる。
- (30) 順に、石門日本高等女学校、北京日本商業学校（ともに第五冊所収）、太原日本中学校（第六冊所収）の事例。
- (31) 以下、前掲『北京日本中学校校史』六二〇頁。なお、一期生の卒業は一九四四年四月、二・三期生は一九四五年四月に同時卒業。同校は一九四五年八月に閉校となるが、四期生には一九四六年二月付の卒業証書が授与、残る五・七期生には在学証明書を与え離校の措置がとられたという（同、四七頁）。
- (32) 太原日本中学校同窓会編著『父の伝言―日中戦争最前線下に生きた中学生たち』（文理閣、一九九〇年）八八頁。
- (33) 前掲『北京日本中学校校史』六一八頁。
- (34) 宗石道夫編著『回想 斉斉哈爾中学校―遙かなる我幻の母校―』（サッポロ堂書店、二〇〇九年）一七～二〇頁。
- (35) 基本法令は勅令二二三号「在閩東州及滿洲国帝国臣民教育令」（一九四三年三月）。以上、槻木瑞生「解説 在満日本人教育の歴史」（磯田一雄ほか編『在満日本人用教科書集成』第一〇巻 教育関係法規・解題（柏書房、二〇〇〇年）参照）。
- (36) 田中隆「対立と統合の「鮮満」関係―「内鮮一体」・「五族協和」・「鮮満一如」の諸相―」（『ヒストリア』一五二号、一九九六年九月）。
- (37) 片倉衷（陸軍歩兵少佐・対満事務局事務官）の発言。対満事務局「在満日本人子弟教育経営要領」ニ関スル一部事務局会議議事要録（一九三六年八月四日、『治外法権撤廃後ノ在満教育問題一件』（第一巻分割2）外務省外交史料館所蔵。JACAR・Ref. B04012252400）第一一六画像目。
- (38) 関東軍司令部「軍後方施設（案）」（一九四一年四月二六日、『関東軍関係訓示綴 昭和十六、三、一～十六、八、二二』防衛省防衛研究所所蔵。JACAR・Ref. C13010054700）第八六四画像目。
- (39) 閣議決定「滿洲開拓政策基本要綱」（一九三九年二月二二日）の附属書「十四 開拓地ニ於ケル教育ニ関スル件」（大東亜省「滿洲開拓政策関係法規」一九四二年）三三～三四頁。
- (40) 西浦岩男（龍爪在満国民学校）「開校準備」（『滿洲の教壇より 在満諸先生随筆集』（滿洲タイムス社、一九四一年）二七～三三頁）。
- (41) 「閩東州及滿洲国ニ於ケル日本人教育令説明資料」（在閩東州及滿洲国帝国臣民教育令）一九四三年三月二七日、『公文類聚』国立公文書館所蔵。JACAR・Ref. A03010141300）第二七一～二七二画像目。
- (42) 滿洲国通信社編『滿洲開拓年鑑』（康德七年、一九四〇年版）四一六～四一七頁。
- (43) 田口稔（満鉄総裁室弘報課）「滿洲移民地の教育問題」（『教育』六一九、

- 一九三八年九月) 四七頁。
- (44) 山田昭次編『近代民衆の記録6 満洲移民』(新人物往來社、一九七八年) 四四〇頁。満蒙開拓に関する研究は膨大にあるが、開拓地の教育に関する研究はみあたらない。
- (45) 満洲国通信社編『満洲開拓年鑑』(康徳一年、一九四四年版) 二五九頁。
- (46) 島谷正亮(奉天浪速高等女学校教諭)「在満女子教育論」(『興亜教育』二二二、一九四三年二月) 八五頁。
- (47) 田口前掲「満洲移民地の教育問題」五一頁。
- (48) 瀬尾陸太郎(満拓公社経営課)「開拓地小学校卒業生の動向」(『倍拓』四一三、一九四〇年四月) 一九〜二〇頁。
- (49) 同二三頁。二%という数値は前掲『在満日本人教育施設要覧』(一九四三年度、三一頁)のデータとほぼ一致する。
- (50) 瀬尾前掲「開拓地小学校卒業生の動向」二五〜二六頁。
- (51) 前掲『満洲開拓年鑑』(一九四四年版) 二五八頁。
- (52) 例として天津日本中学校の学則をみると、中学校令および同施行規則に基づいて「帝国臣民ノ男子」を教育するものとされ、外国人の入学希望者についてはこれを妨げない限り監督官庁の承認を経て許可することを得る、とされている(『在外日本人各学校関係雑件』/在支ノ部/天津日本中学校)へ1. 一般及雑) 外務省外交史料館所蔵。
JACAR・Ref B04011968400* 第一〇画像目)。
- (53) 大柴前掲「太平洋戦争中在支邦人学校状況」九頁。
- (54) 木佐貫浩蔵(朝鮮総督府北京出張所嘱託)「北支在住半島同胞の概況」(『北支那』六一二、一九三九年二月) 三七〜三八頁。経歴等は「寄稿者紹介」欄より。
- (55) 朝鮮総督府北京出張所『在北支朝鮮人概況』(一九四一年六月) 一〜二、五〜六頁。同書によると、華北在住朝鮮人の職業は「無職」「其他ノ職業」を除くと、「農業」「食料雑貨商」「店員」「銀行会社社員」「料理屋」などとなっている。戦時下中国への朝鮮人の流入については、木村健二ほか「戦時下における朝鮮人の中国関内進出について」(『青丘學術論集』第二三集、二〇〇三年) 参照。
- (56) 天津での例は、天津居留民団編『天津居留民団三十周年記念誌』(同、一九四一年) 四三八頁。済南での例は、朝鮮銀行京城総裁席調査課「内地、支那各地在住の半島人の活動状況に関する調査」(一九四二年七月) 八四頁。
- (57) 大柴前掲「大陸の学校」一三九頁。
- (58) 原田種雄(文部省教育調査部)「興亜教育の一環としての在外邦人子女の教育」(『興亜教育』一一一、一九四二年一月) 八〇頁。なお朝鮮人は「北支」で、台湾人は「南支」で高くなるとの地域差も指摘されている。
- (59) 大柴前掲「北支邦人教育の現況」四五頁。詳細は割愛するが、在中朝鮮人をめぐって外務省と朝鮮総督府は連携する関係にあった。朝鮮総督府としては、前述したように在満朝鮮人教育の一部を除いて満洲国に移管されたから、在中朝鮮人教育をめぐってはその挽回という意味合いがあったと思われる。
- (60) 崔璿淳(天津日本高等女学校教諭)「北支に於ける半島児童の教育に就いて」(『北支那』六一四、一九三九年四月) 一〇四〜一〇五頁。

- (61) 在天津総領事栗原正あて北京日本居留民会会頭・藤原正文「朝鮮人児童教育ノ臨時弁法ニ関スル認可申請」(一九三四年三月十五日)、『在外朝鮮人学校教育関係雑件』第一巻(3・中国(1)一般)外務省外文史料館所蔵。JACAR・Ref. B04012333200 第八六〜八七画像目。
- (62) 大柴前掲「大陸の学校」一三九頁。
- (63) 渡部前掲「在外指定学校四〇年の歴史について」(八二頁)によると当初、指定権者は文部・外務大臣であったが、その後、関東都督、韓国統監、在満全権大使など現地統治機関の代表が加わる。その後、文部省は一九四二年一月の行政機構改革で外れ、外務省も「大東亜地域」については大東亜省にとつて代わられる。さらに一九四三年二月以降は、南方占領地については陸・海軍大臣の担当になるが、確認できる限り両者による指定はゼロ、海軍省は規程すら制定していない。
- (64) 大柴前掲「北支邦人教育の現況」四二頁。大柴自身が「教育領事」であったと見られる。その後、南方進出にもなつて一九四一年にバタヴィア・マニラ総領事館にも置かれるとされた(勅令七九三号)。
- (65) 前掲「恩給法施行令上在外指定学校」第一冊〜第六冊。外務省から文部省へ廻送された時点で「指定可然モノト認ムル」とのコメントが付されている。文部省もその通り処理したと思われる。
- (66) 坂井喚三(文部省督学官)「在支邦人の子弟教育」(興亜院政務部『思想、教育、宗教、学術に関する調査報告会速記録』一九四〇年)一八一〜一八二頁。なお興亜院は中国人に対する教育・文化工作を管轄する。
- (67) 「内地以外ノ地域ニ於ケル学校ノ生徒児童卒業業者等ノ内地学校へ入学及転学ニ関スル件」(『学生生徒総規 昭和十八年〜昭和二十年』国立公文書館所蔵。請求番号は本館3A-033-00、昭59文部02456100)。
- (68) 田口前掲「満洲移民地の教育問題」五一頁。満洲開拓民と現地民族との接触場面については最近、着目されたばかりで、細谷亨『日本帝国の膨脹・崩壊と満蒙開拓団』(有志舎、二〇一九年、初出は二〇一六年)第五章がある。
- (69) 在外指定教化尋常高等小学校・阿川昭「満洲に於ける日本人初等教育の特殊性と教育の方法」(一九三六年六月)、『在外日本人学校教育関係雑件』第四巻(3・満洲国分割1)外務省外交史料館所蔵。JACAR・Ref. B04011497700 第三二〇画像目。
- (70) 在ブラジル日本人移民にとつて現地への同化は「退化」を意味しそれを拒否するものとして日本主義教育論が噴出したこと、対して現地領事は排日を懸念する立場からそれを抑制する側にまわったことなどは、拙稿「ブラジル日本人移民の教育と日本国家」(『福岡大学人文論叢』五二一〜二〇二〇年六月)、同「日本人の同化問題——ブラジルでの日本主義教育の実践をめぐる」(同五二二〜二〇二〇年九月)。

(ふくしま ひろゆき・福岡大学人文学部)

Formation of an Education Network by the Empire of Japan: The Rapid Growth of Japanese Schools in Manchukuo and China

FUKUSHIMA Hiroyuki

Abstract

This article analyzes how Japanese schools multiplied in Manchukuo and China in the 1930's after Japanese military occupation. It is important to note that these schools were authorized by the Japanese government as equal to those of mainland Japan and its colonies. This means that these schools were connected to the network of the Empire of Japan and expanded it. This network was especially stabilized by the establishment of junior high schools. Furthermore, Japanese elementary schools were even founded in undeveloped land in Manchukuo. However, the schools located in these areas tended to be isolated due to the lack of support by the Japanese government. On the other hand, in addition to Japanese people, Korean people joined this network as "Japanese subjects". Some Japanese schools had more Korean students than Japanese ones. Hence, Japanese assimilation was enabled. For Japanese people, the area was, as it were, the frontier.